

令和 8 年度就農準備資金募集要項（第 2 回募集）

第 1 趣旨

農業従事者の高齢化が急速に進展する中、農業の成長産業化を進めていくためには新たな担い手とりわけ青年農業者の確保・育成が急務であり、新規就農にあたっては、農業経営技術の習得が大きな課題の一つとなっています。

このため、意欲ある青年就農希望者が、自らの就農ビジョンを持ちつつ、農業研修に専念して技術習得を図ることができるよう、就農準備資金（以下「資金」という。）を交付することで、就農意欲をさらに高めるとともに、新規就農者の確保・育成につなげます。

第 2 事業内容

就農、就業に向けて、府が認める農業経営者育成教育機関、先進農家、先進農業法人等（「大阪府新規就農者育成総合対策就農準備資金事業に係る研修機関等について」を参照してください）において研修を受ける者に対して、資金を交付します。

研修先が本事業に該当するかどうかについては、府へお問い合わせください。（第 9 の問い合わせ先まで）

なお、府では研修先のあっせんはできませんので、ご自身で探していただくようお願いします。

第 3 応募要件

本事業に応募ができる者は、以下の要件を全て満たす者に限ります。

なお、交付の決定は、下記要件を全て満たし、かつ、研修計画書の内容や面接により、本事業の趣旨に沿った優先度の高い者（就農ビジョンや研修目的の明確性、就農意欲、生活費確保の必要性の観点等から審査した結果、優先度が高いと判断される者）に対して、予算の範囲内で行うことになります。

従いまして、要件を満たしていても、交付されない場合がありますので予めご了承ください。

また、下記要件に加え、「大阪府新規就農者育成総合対策就農準備資金事業に係る研修機関等について」に記載されている要件も満たす必要があります。要件の確認のため、申請書類とは別途書類の提出を求めています。

（要件）

- 1 就農予定時の年齢が、原則 50 歳未満であり、次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有していること。
- 2 提出する研修計画（大阪府新規就農者育成総合対策就農準備資金交付要綱（以下「府要綱」という。）様式第 1 号）が、次に掲げる基準に適合していること。
（1）就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等であると府が別に定

- める研修機関等で研修を受けること。
- (2) 研修期間が概ね1年かつ概ね1,200時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を習得すること。
- (3) 先進農家又は先進農業法人（以下「先進農家等」という。）で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと。
- ア 当該先進農家等の経営主が交付対象者の親族（三親等以内の者をいう。以下同じ。）ではないこと。
- イ 当該先進農家等と過去に雇用契約（短期間のパート、アルバイトは除く。）を結んでいないこと。
- ウ 当該先進農家等が、その技術力、経営力等から見て、研修先として適切であること。（府、市町村等の推薦や過去の研修実績等により判断）
- (4) 国内での最長2年間の研修後に最長1年間の海外研修を行う場合にあっては、以下の要件を満たすこと。
- ア 就農後5年以内に実現する農業経営の内容が明確であること。
- イ アの農業経営の内容と海外研修の関連性・必要性が明確であること。
- ウ 別に知事が定める要件を具備していること。
- 3 常勤（週35時間以上で、継続的に労働するものをいう。以下同じ。）の雇用契約を締結していないこと。
- 4 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。また、過去に本事業、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）の別記1農業次世代人材投資事業、新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知）の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知）の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業、確保緊急対策実施要綱の別記1新規就農促進研修支援事業、別記5就農準備支援事業又は確保緊急円滑化対策実施要綱の別記1就農準備・経営開始支援事業による研修計画の承認及び資金の交付を受けていないこと。加えて、国や府の給付金等を不正に受給したことがないこと。
- 5 研修終了後に親元就農（親族が経営する農業経営体に就農することをいう。以下同じ。）する予定の場合にあっては、就農に当たって家族経営協定等により交付対象者の責任及び役割（農業に専従すること、経営主から専従者給与が支払われること等）を明確にすること並びに就農後5年以内に当該農業経営を継承する、又は当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合を含む。）となること（以下「農業経営を継承」という。）又は独立・自営就農（府要綱第15条第2項の規定を満たすものに限る。以下同じ。）を確約すること。
- 6 研修終了後に独立・自営就農する予定の場合にあっては、就農後（5の親元就農後5年以内に独立・自営就農する場合にあっては、経営開始後）5年以内

に農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項に規定する農業経営改善計画又は同法第 14 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画の認定を受けること。

- 7 研修終了後に雇用就農する予定の場合には、研修終了後 1 年以内に正社員として期間の定めのない雇用契約を締結する、又は通算 5 年以上の雇用契約を締結すること。ただし、交付対象者が独立することを前提として雇用就農を行う場合は、就農後 5 年以内に独立・自営就農する、又は法人の共同経営者となること。
- 8 府要綱第 5 条の研修計画の承認申請時において、前年の世帯（本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。以下同じ。）全体の所得が 600 万円以下であること。ただし、600 万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると府が認める場合に限り、採択を可能とする。
- 9 研修中の事故による怪我等に備えて、交付期間が開始するまでに、又は府要綱第 5 条の研修計画の承認申請前に研修を開始している者は承認申請までに傷害保険に加入していること。
- 10 交付対象者は、原則として交付期間内に、農業経営人材育成研修プログラム（農林水産省が経営発展・就農促進委託事業により作成した研修プログラムをいう。以下同じ。）の初級コースなど、農業経営力の向上に資する研修を受講し、修了すること。
- 11 大阪府の府税等を滞納していないこと。
- 12 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）及び暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団密接関係者をいう。）でないこと。

第 4 交付金額及び交付期間

資金の額は、交付期間 1 月につき 1 人あたり 13.75 万円（1 年につき 1 人あたり最大 165 万円）とする。ただし、交付対象者が令和 7 年度以前に研修を開始している場合、令和 7 年度以前の研修に係る交付金額は、1 月につき 1 人あたり 12.5 万円とする。交付期間は最長 2 年間とします。交付金は半年分（82.5 万円）を単位として交付します。

交付対象となる研修は、令和 8 年 4 月以降の研修で、「出席簿の写し」又は「研修日誌」により、研修内容が確認できることが必要です。

※交付期間について（注意）

- 1 「大阪府新規就農者育成総合対策就農準備資金事業に係る研修機関等について」で府が定める研修機関等のうち、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所農業大学校（以下「農業大学校」という。）及び羽曳野市ぶどう就農促進協議会等の教育機関において、令和 7 年 4 月からの出席簿や成

績表の写しが発行され府が適切に研修されていると確認できる場合は、令和8年4月からの研修を交付対象とします。

(交付期間等について、不明な点はお問い合わせください)

- 2 先進農家又は先進農業法人で研修を受ける者ですでに研修を開始している場合は、その期間の研修日誌を必ず申請の際に提出してください。研修日誌が記帳されていない期間は交付対象になりません。研修日誌の確認や聞き取り等により、適切に研修されていると確認できる場合は、その期間の研修を交付対象とします。

なお、府要綱第3条第2号のエの海外研修を行う者については、交付期間を最長3年間とします。

第5 応募方法等

1 就農準備資金候補者の申込

「第3 応募要件」を満たすと見込まれる方は、就農準備資金候補者申込書を「第6 就農準備資金候補者の応募期間」の間に提出してください。

申請書は説明会で配布します。説明会に出席できない方はお問い合わせください。

2 申請書類の作成等

上記候補者の方は、国との調整が済み次第ご連絡しますので、次に掲げる申請書類を作成してください。

なお、申請書類は、大阪府ホームページから入手できます。

HP：新規就農者育成総合対策について

<https://www.pref.osaka.lg.jp/nosei/seinen/index.html>

- (1) 研修計画（様式第1号）
- (2) 要件確認に係る調査同意書（様式第1号 別添1）
- (3) 研修実施計画（様式第1号 別添2）
- (4) 誓約書（様式第1号 別添3）
※連帯保証人（申請者と生計を一にしない者）1人が必要です。
連帯保証人の印鑑証明書を添付。
- (5) 調査同意書（様式第1号 別添4）本人、連帯保証人各1部
- (6) 履歴書（様式第1号 別添5）
- (7) 個人情報同意書（様式第1号 別添6）
- (8) 本人が確認できる公的証明書（運転免許書、年金手帳、パスポート等）の写し（様式第1号 別添7）
- (9) 確約書（研修終了後、親元就農する予定の場合）
（様式第1号 別添8）
- (10) 離職票－1及び離職票－2（以下「離職票」とする。写しを提出）又は雇用保険受給資格者証（写し）（様式第1号 別添9）
※離職票は面接時に原本を提示。

- (11) 健康保険証（写し）（様式第 1 号 別添 10）
- (12) 農業研修に関する確認書（先進農家等で研修する場合）
（様式第 1 号 別添 11）
- (13) 傷害保険証書の写し（様式 1 号 別添 12）
※交付期間が開始するまでに加入予定の場合は、加入を検討している
傷害保険の内容がわかるもの（パンフレット等）を添付
- (14) 前年の世帯全員の所得証明書（原本、写しの場合は面接時に原本を提示）
（様式第 1 号 別添 13）
※前年の世帯全体の所得が 600 万円を超える場合は、必要に応じて生活費
確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとな
る書類を添付。
- (15) 府税に未納のない証明書（納税証明書）（様式第 1 号 別添 14）

3 申請書類の提出にあたっての注意事項

- (1) 申請書類は、様式に沿って正確に作成してください。
- (2) 申請書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、本「募集
要項」や「府要綱」を熟読のうえ、注意して作成してください。
- (3) 申請書類の作成及び提出に必要な費用は、応募者の負担とします。
- (4) 申請書類の提出方法は、以下とします。

○提出先

大阪府環境農林水産部農政室推進課 経営強化グループ

住所 〒559-8555

大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 22 階

○提出方法

直接持参又は郵送。

郵送の場合は、必ず申請書類が到着したかを電話（TEL:06-6210-9596）
にて上記提出先へ確認してください。なお、FAX又は電子メールに
よる提出はできません。

農業大学校又は羽曳野市ぶどう就農促進協議会で研修する方は、各研
修機関を通じて提出してください。

- (5) 提出後の申請書類は、原則として、資料の追加や差替えは不可とし、採択
の可否にかかわらず返却はしません。
- (6) 虚偽の申請を行い、資金を受給された場合は、資金の全額を返還してい
たきます。

4 申請書類の提出部数

1 部（原本）

5 新規就農ポータルサイト（農業をはじめる.JP）へ登録

研修機関等は新規就農ポータルサイト（農業をはじめる.JP）の下記ペー
ジ内、「研修機関情報の登録はこちら」より登録してください。

登録ボタンがあるページURL
<https://www.be-farmer.jp/study/>

6 個人情報等の取扱い

提出された申請書類については、必要に応じて本事業に係る関係機関において共有します。

第6 就農準備資金候補者の応募期間

令和8年10月26日（月曜日）から令和8年11月2日（月曜日）まで

（1）郵送の場合

令和8年11月2日（月曜日）必着

（2）メールの場合

令和8年11月2日（月曜日）17時までに下記メールアドレスまで送付ください。

メールアドレス：Nougyou@gbox.pref.osaka.jp

※提出期限を経過した後の就農準備資金候補者申込書は、受け付けできません。

※申請書類の提出については、国との調整が済み次第、改めてご連絡しますので、それまでお待ちください。

第7 資金交付対象者の選定

1 審査方法

提出された申請書類は、府が内容確認等を行った後、申請者および研修機関等と面接を行い、予算の範囲内において、交付対象者を選定します。

2 面接

申請書類提出者のうち、交付要件を満たす方、その連帯保証人及び研修先の研修責任者に対して面接を行います。

- ・ 時期：国との調整が済み次第改めてご連絡いたします（1月を予定）。

場所：大阪府咲洲庁舎又は農業大学校で実施します。

- ・ 面接時間：約1時間

- ・ 面接日時の通知方法：

先進農家・先進農業法人での研修生は申請者へ直接連絡

それ以外の方は、研修機関を通じて連絡

3 審査結果の通知

審査結果は、審査が終了次第、全ての応募者に対して通知します。

資金交付の対象者となった者（研修計画の承認を受けた者）は、その後、府の指示に従い、交付申請の手続きを行っていただきます。

第 8 交付対象者の責務等

交付対象者は、研修計画等に掲げる研修について責任をもって受けるとともに、府要綱等で定める事項を遵守するものとします。

なお、次に掲げる事項に該当する場合は、交付対象者は資金の一部又は全部を返還しなければなりません。返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を府に納付しなければなりません。

ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として、府が認めた場合は、この限りではありません。

1 一部返還

府要綱第 24 条第 1 項の（１）に該当する場合

2 全額返還

府要綱第 24 条第 1 項の（２）に該当する場合

第 9 問い合わせ先

本事業及び応募にかかる問い合わせ、ご相談は、下記までご連絡ください。

大阪府環境農林水産部 農政室推進課 経営強化グループ

電話 ０６－６２１０－９５９６（直通）

住所 〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 22 階